

魚津市告示第 54 号

市税の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の収納事務を次のように委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項並びに魚津市会計規則（平成 29 年規則第 3 号）第 20 条第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 1 日

魚津市長 村椿 晃

1 収納の事務を委託した者

(1) 主たる事務所の所在地及び代表者名

ア 富山市堤町通り 1 丁目 2 番 26 号

株式会社北陸銀行

代表取締役頭取 庵 栄伸

イ 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 3 号

地銀ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長 古城 幸雄

(2) コンビニエンスストア

ア 国分グローサーズチェーン株式会社

イ 株式会社しんきん情報サービス

ウ 株式会社セイコーマート

エ 株式会社セーブオン

オ 株式会社セブンーイレブン・ジャパン

カ 株式会社ファミリーマート

キ 株式会社ポプラ

ク ミニストップ株式会社

ケ 山崎製パン株式会社

コ 株式会社ローソン

2 委託した事務の範囲

固定資産税、市民税県民税（普通徴収分）、軽自動車税及び国民健康保険税の収納

3 委託した期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 収納の方法

市が発行したコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書による収納